

# 被災者相談支援センターだより

わんこきょうだい  
そばっち



No.13  
12月15日号

発行:宮古地区被災者相談支援センター  
宮古市五月町1-20 県 宮古地区合同庁舎 1階  
フリーダイヤル: 0120-935-750

Check!

## 住まいの再建に関する支援制度

～平成24年12月現在～

さあ住まいについて考えよう!というとき、支給される支援金等はあるのかなど、確かめてみましょう。現行の制度では、下の表のような支援金・補助金が用意されています。

支援制度	再建の方法	支給金額		備考	申請期限
1 被災者生活再建支援金 加算支援金	新築・購入	200万円(2人以上)	150万円(1人)	・(○人)は被災時の世帯人数であり、その人数により、支給金額が異なります。	H.30.4.10
	補修・改修	100万円(2人以上)	75万円(1人)		
	賃借	50万円(2人以上)	37.5万円(1人)		
2 被災者住宅再建支援事業	新築・購入	100万円(2人以上)	75万円(1人)	・岩手県内に新築・購入する場合があります。	H.29.3.31
3 生活再建住宅支援事業 (補修)	補修	補修費用の1/2(最大30万円)		・半壊及び一部損壊した住宅で10万円以上の補修工事をした住宅 ・応急修理制度を活用した場合は対象外	H.26.3.31
4 生活再建住宅支援事業 (バリアフリー対応工事)	新築・購入	最大90万円		・バリアフリー基準を満たす床面積に応じて	H.29.3.31
	改修	改修費用の1/2、最大60万円		・段差解消、手すり設置、高齢者トイレ設置など	H.26.3.31
5 生活再建住宅支援事業 (県産材の使用)	新築・購入	最大40万円		・県産木材を10立方メートル以上使用する場合、量に応じて	H.29.3.31
	改修	改修費用の1/2(最大20万円)		・県産木材を0.5立方メートル以上使用する場合など	H.26.3.31
6 生活再建住宅支援事業 (耐震化工事)	改修	改修費用の1/2、最大60万円		・被災した住宅を耐震基準を満たすために改修する場合	H.26.3.31
7 生活再建住宅支援事業 (宅地復旧)	宅地復旧	復旧費用の1/2(最大200万円)		・被災した宅地の所有者が20万円以上の復旧工事を行う場合 (のり面の保護、地盤の補強及び整地等)	H.26.3.31
8 岩手県 被災家屋等太陽光発電補助		出力1kWあたり4万8千円 (最大出力10kW未満)		・国や市町村の太陽光発電に係る補助金との併用は可能	H.25.3.31
9 介護保険制度 住宅改修費用の支給	改修	費用の9割を支給 工事費20万円限度×9割支給 =18万円支給		・被災の有無によらず要介護・要支援認定を受けている方が対象(手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等)	随時

今回ご紹介した支援制度の他に、各市町村独自の制度もあります。ご質問・ご相談は、お住まいの市町村役場もしくは宮古地区被災者相談支援センターまでお問い合わせください。

**問.** 5人世帯で宮古で被災、全壊でした。家を購入しますがどんな支援が受けられますか？

**答.** 加算支援金200万円、県内での住宅購入(被災者住宅再建支援事業)100万円、そのほかバリアフリーや県産材の使用により補助が受けられる場合があります。

宮古地区被災者相談支援センター  
フリーダイヤル: 0120-935-750

## 被災ローン 減免制度?

被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン)は、震災前のローンの返済が困難な方(又は今後困難となる方)が、減免を受けることができる制度です。利用は無料です。

- 義援金・支援金・弔慰金などに加え、預貯金を概ね500万円程度まで手元に残せます。
- 制度利用後も、個人信用情報機関に登録されることはありません。

お問い合わせ先: 被災ローン減免制度コールセンター0120-380-883

# 義援金追加交付のお知らせ

日本赤十字社本社、中央共同募金会、岩手県災害義援金募集委員会に寄せられた義援金が交付対象者の方々に各市町村から追加交付されます。今回の追加交付は交付対象者の年末年始の生活需要に対応するため交付するもので、各市町村では、12月末日までに交付(振込)するよう事務を進めています。

なお、あらためて申請をする必要はありませんが、振込日など詳しくは各市町村広報、役場窓口でご確認ください。

～平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金の追加交付  
・12月～

交付対象	交付単位	今回交付額
死亡又は行方不明者	1人あたり	4万4千円
居住していた住宅が全壊または全焼	1戸あたり	4万4千円
居住していた住宅が半壊または半焼	1戸あたり	2万5千円
入所していた社会福祉施設などが全壊	1人あたり	3万8千円
入所していた社会福祉施設などが半壊	1人あたり	1万9千円

■宮古保健所から

## インフルエンザを予防しましょう

例年12月から3月頃にかけて、インフルエンザが流行します。急な38度以上の高熱に、頭痛、悪寒、関節痛、筋肉痛など、かぜよりも症状が重く、特に子どもや高齢者は重症化しやすいのがインフルエンザの特徴です。

### 予防ポイント1. 体にウイルスを入れない

- 人ごみを避ける ●手洗い・うがいをこまめに
- マスクをする ●湿度を高くする

### 予防ポイント2. 体の抵抗力を高める

- 休養、運動、食事に気をつける ●予防接種を受ける



■宮古地域こころのケアセンターから

## 「震災こころの相談室」のご案内

宮古地域こころのケアセンターでは、震災後にストレスを抱えている方のご相談に応じています。

「考えがまとまらない」「眠れない」「いらいらして落ち着かない」「体の調子がなかなか治らない」

…そのようなことはありませんか？

宮古市では毎週火曜日、山田町では毎週水曜日に相談室を開設し、平日は常駐スタッフがお電話で予約を受け付けております。相談内容は守られます。かかりつけ医をお持ちの方は、まずは主治医にご相談ください。丁寧にお話を伺いながら、共に向き合っていきますので、どうぞお気軽にご連絡ください。

相談の実施場所、相談時間の予約につきましては、一度、宮古地域こころのケアセンターにお電話ください。

＜お問い合わせ先＞

宮古地域こころのケアセンター

電話:0193-62-1077

月～金(祝日除く)、9時30分～15時30分



## 年末年始の被災者相談支援センター

・宮古地区は29日(土)、30日(日)も相談を受け付けております！どうぞお越しください！

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00/12月31日～1月3日の間はお休みを頂きます。

・各サブセンター(山田・船越・豊間根・岩泉)は12月29日～1月3日の間お休みを頂きます。



わんこきょうだいおもっち